

自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律(平成十四年法律第九号)の施行に伴い、並びに自転車競技法(昭和二十三年法律第二百九号)の規定に基づき、及び同法を実施するため、自転車競技法施行規則の全部を改正する省令を次のように定める。

自転車競技法施行規則（昭和二十三年商工省令第二十九号）の全部を次のように改正する。
（定義）

第二条 削除

(競輪の実施に関する事務の委託)

第三条 競輪施行者は、法第三条第二号又は第三

掲げる事項

公表しなければならぬ。

公表しないければならない 一 委託の相手方に関する基準

二法第三

において「公金取扱事務」とい

する場合にあつては、当該公金取扱事務に係る公金の公入出と同一の事項

三 委託の

四 前三号に掲げるもののほか、事務の委託こ

四 前三号に掲げたものに加
関し必要な事項

2

委託の相手方として不適切な者と認められる私

人を委託の相手方としないように定めなければならぬ。

一 暴力團

上等こ関する法律（平成三年法律第七十七）

上等に開いてお酒飲んで立派三年後酒飲第一号) 第二条第六号に規定する暴力団員をい

二二三

田から五年を経過しない者（以下「暴力団員」）

等」という。(二禁制以上の刑に及ばず、その執行を終つ

り、
又は

ら五年を経過しなゝ者

三 法、競馬法（昭和二十三年法律第百五十八）

第二二八

第二百八号モードによる競走法（昭和二年三月）

二十六年法律第二百四十二号)、スポーツ振

興投票の実施等に関する法律（平成十年法律第六十三条号）若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五条号）第一百八十五条から第一百八十七条まで、第一百四十四条、第二百六条、第二百八条、第二百八十八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等处罚二関スル法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者四 法人でその役員（業務を執行する役員、取締役、執行役、会計参与又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役、会計参与又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに前三号に該当する者のあるもの五 法人で暴力団員等がその事業活動を支配するもの競輪施行者は、第一項の規定により私人に委託をしたときは、その旨を公表しなければならない。

第一項の規定により公金取扱事務の委託を受けた者は、同項の規程の定めるところにより、当該公金取扱事務に係る公金を、その内容を示す計算書を添えて、当該公金取扱事務を委託した競輪施行者又は当該競輪施行者が指定する金融機関に払い込まなければならない。

一 競輪に出場する選手及び競輪に使用する自転車の競走前の検査に關すること。

一 発走、着順の判定、勝者の決定その他の競輪の審判及びその発表並びに出走する選手の紹介に關すること。

二 競輪に出場する選手のあつせんの依頼及び選手の競走別組合せの決定に關すること。

四 競輪に出場する選手の確定並びに競輪開催に係る選手及び自転車の管理に關すること。

競輪施行者が競輪を開催するときの固有事務

第五条 法第三条第三号の経済産業省令で定める事務は、次に掲げる事項に関する事務とする。

一 競輪の開催の日時、使用する競輪場（競輪場を借り入れて使用する場合は、その借用に関する契約の内容を含む。）並びに競走の種類、回数及び順序を決定すること。

二 使用する場外車券売場及び競輪を行う競輪場以外の競輪場であつて車券の発売等の用に供するもの（以下「場外車券売場等」という。）の決定（場外車券売場等を借り入れて使用する場合は、その借用に関する契約の内容の決定を含む。）をすること。

三 車券の券面金額を決定し、及び車券を作成すること（競輪施行者の電子計算機と電気通信回線で接続された発券機で発券する事務を除く。）。

四 払戻金の額を決定すること。

五 選手に対し賞金又は賞品を支給する場合は、支給する賞金の額又は賞品の種類及びその支給の条件を決定すること。

（競輪開催前の届出）

第六条 競輪施行者が競輪を開催しようとするときは、次に掲げる事項を開催日の二月前までに、当該競輪施行者の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長（以下「所轄経済産業局長」という。）を経由して、経済産業大臣に届け出なければならない。

一 開催の日時

二 競輪の実施に関する事務を委託しようとするときは、その相手方の氏名又は名称及び委託契約書の写し

三 使用する競輪場の名称及び所在地

四 競輪場を借用する場合は、借用契約書の写し

五 使用する場外車券売場等の名称及び所在地

六 場外車券売場等を借用する場合は、借用契約書の写し

七 各競走の番号、種類、名称、距離、賞金の額及び賞品の種類並びに選手の参加旅費及び災害補償に関する事項

八 競輪の実施に関する規程

九 開催執務委員の氏名

十 開催に関する収支予算見積書

十一 前各号に掲げるもののほか、経済産業大臣が告示で定める事項

前項各号に掲げる事項を変更したときは、競輪施行者は、直ちにその事項を、所轄経済産業大臣が告示で定める事項

(競輪の実施に関する規程)

第七条 前条第一項第八号に掲げる競輪の実施に
しようとするときは、前二項の規定を準用す
る。

一 開催執務委員の組織及び執務に関する事項
二 出場選手に関する事項
三 使用自転車に関する事項
四 競走の種類、名称及び条件に関する事項
五 番組の編成に関する事項
六 発走及び審判に関する事項
七 競走に関する異議の裁定に関する事項
八 入場者に関する事項
九 勝者投票法の種類及び払戻率に関する事項
十 車券の券面金額、様式及び発売方法に関する事項
十一 扟戻金及び返還金の交付方法に関する事項
十二 場外車券売場等を使用する場合にあって
は、その名称及び当該場外車券売場等の使用
に係る競輪を行う競輪場との連絡に関する事
項
十三 競輪場内（道路を利用する競輪にあつて
は、当該道路）及び場外車券売場等内の取締
りに関する事項
十四 前各号に掲げるもののほか、競輪の実施
に関する必要な事項
(競走場の設置等の許可の申請)

第八条 法第四条第一項の規定により、競輪の用
に供する競走場（以下本条において単に「競走
場」という。）の設置又は移転の許可を受けよ
うとする者は、次に掲げる事項を記載した許可
申請書を当該競走場を設置し又は移転しようと
する場所を管轄する経済産業局長を経由して、
経済産業大臣に提出しなければならない。

一 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人
にあつては代表者の氏名
二 競走場の設置又は移転を必要とする理由
三 競走場を設置し又は移転しようとする場所
四 競走場の構造及び設備の状況
五 競走場の敷地に係る土地又は建物に関する事
項
六 権利関係

走を実施することができない場合は、当該開催日は開催日数に含まないものとする。

六 一日の競輪回数は、十二回以内とする。

施設の改修その他やむを得ない理由が長期間

継続することにより競輪の実施が困難な競輪場

については、競輪施行者は、当該競輪場で競輪が実施できない期間に限り、競輪を実施できない回数に応じ他の競輪場を使用して競輪を実施することができる。この場合において、当該他の競輪場の年間開催回数（他の競輪場が二以上ある場合には、当該二以上の他の競輪場の年間開催回数の合計数）は、前項第一号に規定する

回数（他の競輪場が二以上ある場合には、当該二以上の他の競輪場の年間開催回数）に当該競輪場で競輪が実施できない競輪施行者が当該他の競輪場を使用して競輪を開催した回数を加えた回数とする。

三 開催回数の計算については、当該競輪の実施された日数の多い方の年（日数が等しいときは、初日の属する年）に実施されたものとみなす。

（施設等改善競輪の開催についての特例）

第十七条 競輪施行者は、使用する競輪場の施設

若しくは周辺環境の改善又は当該施行者が使用する場外車券売場の施設若しくは周辺環境の改善（場外車券発売施設の設置を含む。以下「施設等改善」という。）に資するための競輪（以下「施設等改善競輪」という。）として、前条第一項及び第二項の規定にかかるわらず、同条第一号から第四号まで及び同条第二項に規定する開催回数の競輪のほか、次に掲げる回数の競輪を一回の開催日数を四日以内として開催することができる。ただし、一競輪場における施設等改善競輪の年間開催日数は十八日以内とする。

一 競輪場当たりの年間開催回数は、六回
（施設等改善競輪の届出）
第十八条 競輪施行者が、施設等改善競輪を開催しようとするときは、次に掲げる事項を、所轄経済産業局長を経由して、経済産業大臣に届け出なければならない。
一 施設等改善競輪の開催の年月並びに競走の回数及び種類

二 施設等改善競輪を行おうとする競輪場の名称及び所在地並びに競輪場を借用する場合における書類

三 施設等改善競輪に関する収支予算見積書
四 施設等改善の計画

五 競輪施行者は、前項の規定による届出をした後においてその内容を変更することとしたときは、その変更の内容を所轄経済産業局長を経由して、経済産業大臣に届け出なければならない。

（電磁的記録）

第十八条の二 法第八条第三項の経済産業省令で定める記録は、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくこと

ができる物を含む。）をもつて調製するファイ

ルに記録されたものとする。

（勝者投票法の種類）

第十九条 法第十一條の経済産業省令で定める勝者投票法は、連勝単式勝者投票法及び連勝複式

勝者投票法とする。

二 法第十一條の経済産業省令で定める勝者投票法は、連勝単式勝者投票法及び連勝複式

勝者投票法による届出をしたときの二人を第一着及び第二着となつた選手を一組として、第一着及び第三着となつた選手を一組として、第二着及び第三着となつた選手を一組として勝者とし、選手番号三連勝複式勝者投票法にあっては第一着及び第二着となつた選手を一組として勝者とし、選手番号三連勝複式勝者投票法にあっては第一着、第二着及び第三着となつた選手を一組として勝者とする。

三 連勝複式勝者投票法にあっては第一着及び第二着となつた選手を一組として勝者とする。

四 連勝複式勝者投票法においては、第一着及び第二着及び第三着となつた選手が二人以上あるときは、これらの選手のうちいずれか任意の一人をして勝者とする。

五 連勝複式勝者投票法においては、出走すべき選手が六人以下であるときは各選手番号をもつて枠番号とし、出走すべき選手が七人以上であるときは付録第一の例により枠番号とみなす。

六 前項の規定による枠番号は、枠番号二連勝單式勝者投票法及び枠番号二連勝複式勝者投票法に付録第一の例により枠番号とみなす。

七 重勝式勝者投票法においては、前条第二項第七号の競輪施行者が定める勝者投票法の競走の組のそれぞれの競走につき第一項から第四項までのいずれかの規定により勝者となつたものを一组としたものを勝者とする。

八 重勝式勝者投票法においては、第六条第一項第八号の規定により届け出なければならないこととされている競輪の実施に関する規程の定めるところにより失格とすべき選手を除き、最初に決勝線に到達した選手を第一着とし、その他の選手については、その選手より前に決勝線に到達した選手の人数に一を加えたものをもつてその選手の着順とする。ただし、これによることができない種類の競走においては、選手の着順を

輪施行者が定める勝者投票法

一 勝者投票法、普通選手番号二連勝複式勝者投票法、拡大選手番号二連勝單式勝者投票法及び選手番号三連勝單式勝者投票法

二 連勝複式勝者投票法は、枠番号二連勝複式

勝者投票法、普通選手番号二連勝複式勝者投票法及び選手番号三連勝單式勝者投票法

三 重勝式勝者投票法は、単勝式勝者投票法及び複勝式勝者投票法並びに前二号に掲げる連

票法、拡大選手番号二連勝複式勝者投票法及び選手番号三連勝單式勝者投票法

四 重勝複式勝者投票法は、枠番号二連勝複式

勝者投票法、普通選手番号二連勝複式勝者投票法及び選手番号三連勝單式勝者投票法

五 連勝複式勝者投票法は、枠番号二連勝複式

勝者投票法、普通選手番号二連勝複式勝者投票法及び選手番号三連勝單式勝者投票法

六 連勝複式勝者投票法は、枠番号二連勝複式

勝者投票法、普通選手番号二連勝複式勝者投票法及び選手番号三連勝單式勝者投票法

七 連勝複式勝者投票法は、枠番号二連勝複式

勝者投票法、普通選手番号二連勝複式勝者投票法及び選手番号三連勝單式勝者投票法

八 連勝複式勝者投票法は、枠番号二連勝複式

勝者投票法、普通選手番号二連勝複式勝者投票法及び選手番号三連勝單式勝者投票法

九 連勝複式勝者投票法は、枠番号二連勝複式

勝者投票法、普通選手番号二連勝複式勝者投票法及び選手番号三連勝單式勝者投票法

手をその順位で一組として勝者とし、選手番号三連勝單式勝者投票法においては第一着及び第二着及び第三着となつた選手が二人以上あるときは、第二着となつた選手が三人以上あるときは、これらの選手のうちいずれか任意の一人をして勝者とする。

三 連勝複式勝者投票法においては、第一着及び第二着及び第三着となつた選手が三人以上あるときは、これらの選手のうちいずれか任意の一人をして勝者とする。

四 連手番号三連勝單式勝者投票法及び選手番号三連勝複式勝者投票法においては、第一着及び第二着及び第三着となつた選手が三人以上あるときは、これらの選手のうちいずれか任意の一人をして勝者とする。

五 連手番号三連勝複式勝者投票法及び選手番号三連勝複式勝者投票法においては、第一着及び第二着及び第三着となつた選手が二人以上あるときは、これらの選手のうちいずれか任意の一人をして勝者とする。

六 連手番号三連勝複式勝者投票法及び選手番号三連勝複式勝者投票法においては、第一着及び第二着及び第三着となつた選手が一人以上あるときは、これらの選手のうちいずれか任意の一人をして勝者とする。

七 連手番号三連勝複式勝者投票法及び選手番号三連勝複式勝者投票法においては、第一着及び第二着及び第三着となつた選手が一人以上あるときは、これらの選手のうちいずれか任意の一人をして勝者とする。

八 連手番号三連勝複式勝者投票法及び選手番号三連勝複式勝者投票法においては、第一着及び第二着及び第三着となつた選手が一人以上あるときは、これらの選手のうちいずれか任意の一人をして勝者とする。

九 連手番号三連勝複式勝者投票法及び選手番号三連勝複式勝者投票法においては、第一着及び第二着及び第三着となつた選手が一人以上あるときは、これらの選手のうちいずれか任意の一人をして勝者とする。

十 連手番号三連勝複式勝者投票法及び選手番号三連勝複式勝者投票法においては、第一着及び第二着及び第三着となつた選手が一人以上あるときは、これらの選手のうちいずれか任意の一人をして勝者とする。

十一 連手番号三連勝複式勝者投票法及び選手番号三連勝複式勝者投票法においては、第一着及び第二着及び第三着となつた選手が一人以上あるときは、これらの選手のうちいずれか任意の一人をして勝者とする。

十二 連手番号三連勝複式勝者投票法及び選手番号三連勝複式勝者投票法においては、第一着及び第二着及び第三着となつた選手が一人以上あるときは、これらの選手のうちいずれか任意の一人をして勝者とする。

十三 連手番号三連勝複式勝者投票法及び選手番号三連勝複式勝者投票法においては、第一着及び第二着及び第三着となつた選手が一人以上あるときは、これらの選手のうちいずれか任意の一人をして勝者とする。

十四 連手番号三連勝複式勝者投票法及び選手番号三連勝複式勝者投票法においては、第一着及び第二着及び第三着となつた選手が一人以上あるときは、これらの選手のうちいずれか任意の一人をして勝者とする。

十五 連手番号三連勝複式勝者投票法及び選手番号三連勝複式勝者投票法においては、第一着及び第二着及び第三着となつた選手が一人以上あるときは、これらの選手のうちいずれか任意の一人をして勝者とする。

十六 連手番号三連勝複式勝者投票法及び選手番号三連勝複式勝者投票法においては、第一着及び第二着及び第三着となつた選手が一人以上あるときは、これらの選手のうちいずれか任意の一人をして勝者とする。

十七 連手番号三連勝複式勝者投票法及び選手番号三連勝複式勝者投票法においては、第一着及び第二着及び第三着となつた選手が一人以上あるときは、これらの選手のうちいずれか任意の一人をして勝者とする。

十八 連手番号三連勝複式勝者投票法及び選手番号三連勝複式勝者投票法においては、第一着及び第二着及び第三着となつた選手が一人以上あるときは、これらの選手のうちいずれか任意の一人をして勝者とする。

十九 連手番号三連勝複式勝者投票法及び選手番号三連勝複式勝者投票法においては、第一着及び第二着及び第三着となつた選手が一人以上あるときは、これらの選手のうちいずれか任意の一人をして勝者とする。

二十 連手番号三連勝複式勝者投票法及び選手番号三連勝複式勝者投票法においては、第一着及び第二着及び第三着となつた選手が一人以上あるときは、これらの選手のうちいずれか任意の一人をして勝者とする。

二十一 連手番号三連勝複式勝者投票法及び選手番号三連勝複式勝者投票法においては、第一着及び第二着及び第三着となつた選手が一人以上あるときは、これらの選手のうちいずれか任意の一人をして勝者とする。

二十二 連手番号三連勝複式勝者投票法及び選手番号三連勝複式勝者投票法においては、第一着及び第二着及び第三着となつた選手が一人以上あるときは、これらの選手のうちいずれか任意の一人をして勝者とする。

二十三 連手番号三連勝複式勝者投票法及び選手番号三連勝複式勝者投票法においては、第一着及び第二着及び第三着となつた選手が一人以上あるときは、これらの選手のうちいずれか任意の一人をして勝者とする。

二十四 連手番号三連勝複式勝者投票法及び選手番号三連勝複式勝者投票法においては、第一着及び第二着及び第三着となつた選手が一人以上あるときは、これらの選手のうちいずれか任意の一人をして勝者とする。

二十五 連手番号三連勝複式勝者投票法及び選手番号三連勝複式勝者投票法においては、第一着及び第二着及び第三着となつた選手が一人以上あるときは、これらの選手のうちいずれか任意の一人をして勝者とする。

二十六 連手番号三連勝複式勝者投票法及び選手番号三連勝複式勝者投票法においては、第一着及び第二着及び第三着となつた選手が一人以上あるときは、これらの選手のうちいずれか任意の一人をして勝者とする。

二十七 連手番号三連勝複式勝者投票法及び選手番号三連勝複式勝者投票法においては、第一着及び第二着及び第三着となつた選手が一人以上あるときは、これらの選手のうちいずれか任意の一人をして勝者とする。

二十八 連手番号三連勝複式勝者投票法及び選手番号三連勝複式勝者投票法においては、第一着及び第二着及び第三着となつた選手が一人以上あるときは、これらの選手のうちいずれか任意の一人をして勝者とする。

二十九 連手番号三連勝複式勝者投票法及び選手番号三連勝複式勝者投票法においては、第一着及び第二着及び第三着となつた選手が一人以上あるときは、これらの選手のうちいずれか任意の一人をして勝者とする。

三十 連手番号三連勝複式勝者投票法及び選手番号三連勝複式勝者投票法においては、第一着及び第二着及び第三着となつた選手が一人以上あるときは、これらの選手のうちいずれか任意の一人をして勝者とする。

三十一 連手番号三連勝複式勝者投票法及び選手番号三連勝複式勝者投票法においては、第一着及び第二着及び第三着となつた選手が一人以上あるときは、これらの選手のうちいずれか任意の一人をして勝者とする。

三十二 連手番号三連勝複式勝者投票法及び選手番号三連勝複式勝者投票法においては、第一着及び第二着及び第三着となつた選手が一人以上あるときは、これらの選手のうちいずれか任意の一人をして勝者とする。

三十三 連手番号三連勝複式勝者投票法及び選手番号三連勝複式勝者投票法においては、第一着及び第二着及び第三着となつた選手が一人以上あるときは、これらの選手のうちいずれか任意の一人をして勝者とする。

三十四 連手番号三連勝複式勝者投票法及び選手番号三連勝複式勝者投票法においては、第一着及び第二着及び第三着となつた選手が一人以上あるときは、これらの選手のうちいずれか任意の一人をして勝者とする。

三十五 連手番号三連勝複式勝者投票法及び選手番号三連勝複式勝者投票法においては、第一着及び第二着及び第三着となつた選手が一人以上あるときは、これらの選手のうちいずれか任意の一人をして勝者とする。

三十六 連手番号三連勝複式勝者投票法及び選手番号三連勝複式勝者投票法においては、第一着及び第二着及び第三着となつた選手が一人以上あるときは、これらの選手のうちいずれか任意の一人をして勝者とする。

三十七 連手番号三連勝複式勝者投票法及び選手番号三連勝複式勝者投票法においては、第一着及び第二着及び第三着となつた選手が一人以上あるときは、これらの選手のうちいずれか任意の一人をして勝者とする。

三十八 連手番号三連勝複式勝者投票法及び選手番号三連勝複式勝者投票法においては、第一着及び第二着及び第三着となつた選手が一人以上あるときは、これらの選手のうちいずれか任意の一人をして勝者とする。

三十九 連手番号三連勝複式勝者投票法及び選手番号三連勝複式勝者投票法においては、第一着及び第二着及び第三着となつた選手が一人以上あるときは、これらの選手のうちいずれか任意の一人をして勝者とする。

様式第一（第五十二条関係）表

駆輪数 曾否证明書	氏名	9センチメートル
番号 年月日付	所属部署	
経済産業省印	生年月日 年月日	6センチメートル
	(写真)	
日本郵便料金封筒		

（郵便及び検査）
第 83 条（郵便局長の権限）は、この法の規定に必要な限りにおいて、
請求者又はその他の第三者により、郵便局長は、財務取扱い人、被験取扱い人、
被験実施人並びに被験監督若しくは場外取扱い物の所有者に對し、
被験の問題及び被験了度に会計での必要な事項について相
手をもつての取扱いを監視する事務所等に於て被験開
置し、(1)被験開置場所に立ち入り、その状況をし、(2)被験開
置の必要な動作を検査することができる。
2 前項の規定により立入検査をする職員は、その部分を押す證明
書を有する。但し、被験者が請求があつたときは、これを提示しなけれ
ばならない。
3 第一項の規定によると立入検査の権限は、犯撲検査のために認め
られたものと解してはならない。